

入札業務規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項（第5条）
 - 第3章 入札業務を行う事務所に関する事項（第6条）
 - 第4章 入札業務の実施方法に関する事項（第7条—第13条）
 - 第5章 手数料の収納の方法に関する事項（第14条—第15条）
 - 第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項（第16条—第23条）
 - 第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項（第24条—第27条）
 - 第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項（第28条—第29条）
 - 第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項（第30条—第31条）
 - 第10章 その他入札業務に関し必要な事項（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、法第7条の規定により行う入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。

（用語）

第3条 本規程において使用する用語は、法及び入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号。以下「入札実施指針」という。）において使用する用語の例による。

（情報処理システム）

第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び入札参加者その他の関係者の利便性の向上の観点から、入札業務に用いる情報処理システムを具備する。

- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程又は入札実施指針が変更されたとき、入札参加者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるように、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。

- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する入札参加者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項

(業務時間及び休日)

第5条 入札業務を行う時間は、業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

第3章 入札業務を行う事務所に関する事項

(事務所の所在地)

第6条 入札業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

第4章 入札業務の実施方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画の受付)

第7条 本機関は、法第6条の規定により、入札参加希望者から同法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）の提出を受け付ける。

(入札参加資格の確認及び通知)

第8条 本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対して、入札に参加できる旨を電子メール又は書面で通知する。

- 2 本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対して、入札に参加することができない旨を電子メール又は書面で通知する。

(入札の実施)

第9条 本機関は、前条第1項の規定により入札実施指針に照らし適切なものであると本機関に認められた者（以下、「入札参加者」という。）を対象に入札を実施し、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格（その者が供給できる再生可能エネルギー電気の1kWh当たりの価格）について入札させる。

- 2 本機関は、入札された発電機の出力及び当機関に提供された第1次保証金の額が有効なものであることを確認する。

(落札者の決定・通知)

第10条 本機関は、法第7条及び入札実施指針で定める方法により落札者を決定する。

- 2 本機関は、落札者を決定したときには、落札者に対して電子メール又は書面でその

旨を通知する。

(公表)

第11条 本機関は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を本機関のウェブサイトに公表する。

(落札者の決定の取消し)

第12条 本機関は、落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、入札実施指針に規定する「落札者決定の取消し等」に該当する場合には、落札者の決定を取り消す。

2 前項の取消しを行った場合には、当該落札に係る認定事業者に対し、電子メール又は書面でその旨を通知する。

(区分経理)

第13条 本機関は、電気事業法第28条の5第1項第5号の規定及び本機関の会計規程に基づき、入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

第5章 手数料の収納の方法に関する事項

(基本方針)

第14条 本機関は、手数料の収納において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性を確保するため、銀行の決済性預金とする。

(手数料の収納の方法)

第15条 本機関は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の提出日の翌日から起算して1週間以内に手数料(法第7条第9項の規定に基づき政令で定められた額)を支払うよう請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。

2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者の負担とする。

第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項

(基本方針)

第16条 本機関は、保証金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(第1次保証金の収納)

第17条 本機関は、入札参加者が入札を行う日の前日(当該日が休日(第5条第2項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直前の平日(土曜日を除く。)とする。)を期限として、第1次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。

2 前項の振込みに要する費用は、入札参加者の負担とする。

3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、

本機関は、第1項の規定にかかわらず、入札参加者が入札を行う日の3日（当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間）前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。

- 4 前項の郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 5 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該更新前の保証書を返却する。
- 6 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が第1次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該保証書を返却する。
- 7 前2項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（第1次保証金の返還）

第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者（以下「保証金返還対象者」という。）に対して、入札結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還する。返還は、入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。

- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。
- 3 本機関は、第1項に規定する保証金返還対象者に対して保証金を返還する際には、事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面で通知する。
- 4 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、本機関は、第1項の規定にかかわらず、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により保証書を返却する。ただし、落札者が第1次保証金の提供に代えて提出した保証書は、当該落札者へ返却せず、第2次保証金の一部に係る保証書とみなす。
- 5 前項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（第2次保証金の収納）

第19条 本機関は、第11条に規定する入札結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内（年末年始等の期間が含まれる場合においては、本機関が当該期間を考慮して別に定める日とし、落札者が繰上げ落札者である場合においては、本機関が繰上げ落札者に係る入札結果を公表した日を考慮して別に定める日とする。）を期限として、落札者に第2次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。

- 2 前項の振込みに要する費用は、落札者の負担とする。
- 3 落札者が第2次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに保証書及び添付書類を郵送にて受け付ける。
- 4 前項の郵送に要する費用は、落札者の負担とする。

- 5 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該更新前の保証書を返却するものとする。
- 6 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が第2次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該保証書を返却するものとする。
- 7 前2項の返却に要する費用は、落札者の負担とする。

(第2次保証金の返還)

- 第20条 本機関は、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した場合においては、当該運転を開始した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、第2次保証金を返還する。この返還は、落札者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。
 - 3 本機関は、第1項に規定する者に対して保証金を返還する際には、事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面で通知する。
 - 4 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、本機関は、第1項の規定にかかわらず、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により落札者へ保証書を返却するものとする。
 - 5 前項の返却に要する費用は、落札者の負担とする。

(第2次保証金の繰越し及び充当)

- 第21条 本機関は、入札実施指針に定めるところにより、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得できない場合であつて、当該落札者から当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る第2次保証金の繰越しの申請があつたときは、1回に限り、当該第2次保証金を繰越し、当該認定取得期限の経過後初めて実施される入札における第1次保証金及び第2次保証金に充当する。なお、当該落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、当該保証書を当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に係る保証書とみなす。

(保証金の没収)

- 第22条 本機関は、入札参加者又は落札者が、入札実施指針に規定する「保証金の没収に関する事項」に該当する場合には、同指針に定めるところにより、保証金を没収し、国庫に納付する。
- 2 本機関は、保証金を没収した場合には、同指針に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。
 - 3 入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出していた場合にあつては、本機関は、前2項の規定にかかわらず、入札実施指針に定めるところにより、入札参加者又は落札者に対して没収額に相当する額の支払いを電子メール又は書面で請求するとともに、保証者に対して保証債務の履行請求を行うこととし、収納した没収額に相当する額の保証金を国庫に納付する。この場合において、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により、当該没収額に相当する額を支払った入札参加者、落札者又は保証者へ保証書を

返却するものとする。

- 4 前項の返却に要する費用は、入札参加者、落札者又は保証者の負担とする。
- 5 本機関は、落札者から落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、入札実施指針に規定する不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除の申請があったときは、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合するか否かについて、現地調査を含む必要な確認を行う。
- 6 本機関は、前項の確認の結果、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合すると認められる場合には、第1項又は第3項の規定にかかわらず、第2次保証金を返還し、又は保証書を返却する。
- 7 第21条の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」とする。

(保証金の管理)

- 第23条 保証金の管理については、その安全性と管理の透明性を確保するため、銀行の決済性預金とする。
- 2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあつては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本機関の他の事業に係る現金、有価証券、その他重要書類とは明確に区分して管理する。

第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

- 第24条 本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

- 第25条 本機関は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。
- 2 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

- 第26条 情報の管理については、業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

- 第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

第28条 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。

2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監査)

第29条 本機関は、入札業務が適正に行われていることについて、原則として毎年度監査を行う。

第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

第30条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。

(1) 法第8条の4の帳簿

(2) その他入札業務を記録する書類

2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、入札業務の全部を廃止するまで、適切に保存する。

3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の危機を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第31条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

第10章 その他入札業務に関し必要な事項

(実施細則)

第32条 本機関は、この規程に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができる。

2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附 則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。